



## Corporate Guide 2017





# 誰のために 何のために

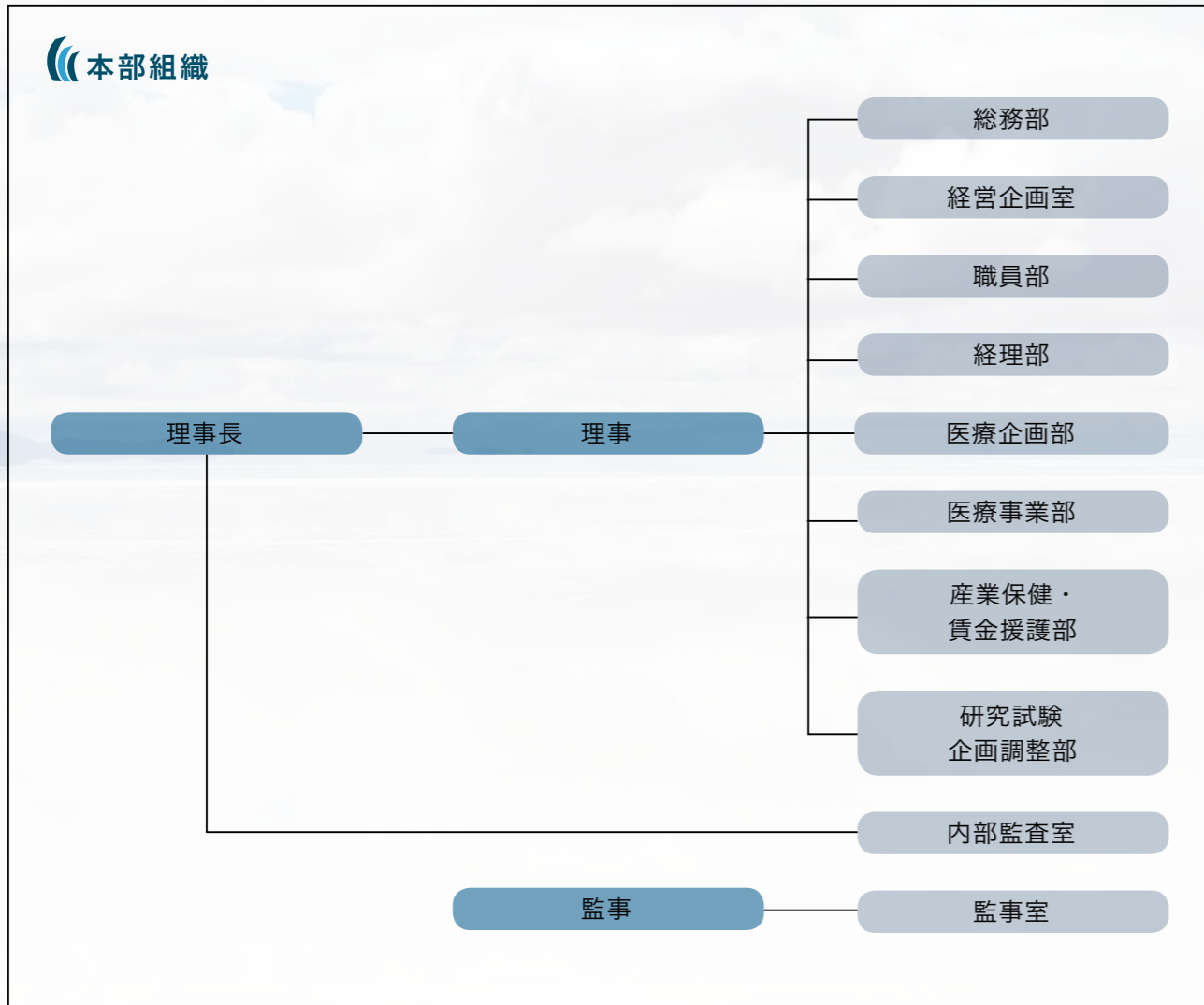


## 働くあなたのために

独立行政法人労働者健康安全機構は、「独立行政法人労働者健康安全機構法(平成14年12月13日法律第171号)」に基づいて設立された、厚生労働省所管の独立行政法人です。当機構は、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、働く人々の福祉事業を通じて、労働者の健康と安全の確保、福祉の増進に寄与しています。

# CONTENTS

組織	03	労働災害や職業性疾病を防止するために	16
「労働者健康安全機構」の発足	05	職業がんから勤労者を守るために	18
MISSION	06	健康で安心して働ける職場づくりを支援するために	19
統合効果を最大限に発揮するための研究の推進	07	働く人々の安心と福祉の向上のために	23
勤労者の健康を守るために	08	被災労働者や遺族に対する援護事業	24
治療と就労の両立のために	14	施設一覧	25
労働疾病に係る高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、普及のために			
	15		



## 全国組織

- 労災病院
- 看護専門学校
- 治療就労両立支援センター
- 医療リハビリテーションセンター
- せき損センター
- 労災疾病研究センター
- 産業保健総合支援センター
- 労働安全衛生総合研究所
- 日本バイオアッセイ研究センター
- 高尾みこも霊堂

- 労災病院 (医リハ、せき損を含む)
  - ▲ 看護専門学校
  - 治療就労両立支援センター
  - ★ 労働安全衛生総合研究所
  - ◆ 日本バイオアッセイ研究センター
- ※産業保健総合支援センターは各都道府県に設置しています。



施設の所在地

# 「労働者健康安全機構」の発足

平成 28 年 4 月より、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合し、「独立行政法人労働者健康安全機構」として発足しました。

加えて、国が委託事業として実施してきた化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）が統合法人の業務に追加されました。

両法人がこれまで行ってきた業務を着実に継続するとともに、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院等の臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮させることで、引き続き労働者の健康と安全の確保に寄与してまいります。



# MISSION

労働者健康安全機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、せき髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾患について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業などを行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

このため、機構では、労災病院、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター、せき損センター、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターなどの運営を行うことにより、

- ① 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及
- ② 産業保健関係者（職域関係者）に対する研修等を通じた知見の普及
- ③ 労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言等
- ④ 化学物質等の有害性調査
- ⑤ 企業倒産に伴い賃金未払のまま退職した労働者に対する未払賃金の立替払

等の事業を行っています。

「病人のそばにいるときには、病人に具合はどうか、原因は何か、いつからか、通じはどうか、どんな食物を食べているか、を聞かなければならない」とヒポクラテスはその『疾病論』という本の中で述べているが、この質問にもう一つ、すなわち「職業は何か」という質問を私は付け加えたい。それは主な原因と関係があるのではないが、庶民を治療する医師にとって、適切であるというよりも必要な質問であると、私は考えている。

ラマツィーニ著『働く人々の病気』1700年

# 統合効果を最大限に 発揮するための研究の推進

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究として、以下の5分野に取り組んでいます。

## 1 過労死等関連疾患 (過重労働)

過労死等の要因等として考えられる長時間労働、過度な出張業務、精神的緊張を伴う業務などの「労働要因」、睡眠や休養の状況、飲酒・喫煙状況、食習慣などの「生活要因」、健康に関する自覚症状などの「健康状態」に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策に資する。

## 2 石綿関連疾患 (アスベスト)

臨床事例の職歴や石綿へのばく露歴等を踏まえて石綿小体と石綿繊維の計測結果の対応関係を科学的に検証し、迅速な石綿繊維計測法の開発を目指し、労災認定における診断の迅速化・適正化を図る。

## 3 精神障害 (メンタルヘルス)

メンタルヘルス不調の要因として考えられるうつ病等の精神障害に罹患した労働者の就労状況、生活要因、受入側の企業の問題点等に係る調査・研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰を促進する要因について検討する。

## 4 せき損等 (職業性外傷)

せき損をはじめとする重篤な障害を伴う災害の予防に関する工学的研究と社会復帰に係る医用工学研究が結びつくことを生かし、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策を促進させる。

## 5 産業中毒等 (化学物質ばく露)

産業中毒等の原因究明や対応策についての検討、研究を行い、健康障害等の発生が確定していない化学物質に関する適切な健康管理手法の確立を目指す。

# 勤労者の健康を守るために

## 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

労災病院では、勤労者医療の理念のもとで、医師をはじめ、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士など、各専門分野の最新の知識と経験を結集し、次の取組を行っています。

### 高度・専門的医療の提供

長年にわたる職業病や作業関連疾患の臨床経験をもとに、勤労者呼吸器病センター（じん肺）、振動障害センター（振動障害）、勤労者脊椎・腰椎センター（腰痛）、産業中毒センター（産業中毒）、勤労者メンタルヘルスセンター（メンタルヘルス）、働く女性メディカルセンターなど、勤労者医療の各分野について専門センターを併設して、高度・専門的医療を提供しています。

### 充実した医療機器による的確な診断と治療

早期かつ適切な診断・治療を目指して、高度医療機器を駆使し、最高水準の医療を提供しています。

また、この機能を活用して労働安全衛生法に基づく一般健康診断、特殊健康診断の他、特定健診・特定保健指導等を行い、職場における勤労者の健康確保を支援しています。



手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」 リニアック（放射線治療装置）

### 救命・救急医療活動

労働災害等の緊急治療に対応するための救命・救急医療は、医療の原点でもあり、労災病院においても積極的に取り組んでいます。

また、災害援護活動に関する自治体との協定の締結、災害拠点病院<sup>※</sup>の指定など、災害時の医療体制の整備を進めています。

<sup>※</sup>緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院であり、平成29年4月現在13の労災病院が指定を受けています。



災害医療訓練

## アスベスト疾患センター

アスベスト関連疾患の相談・健診、診断・治療及び症例の収集を行うため、全国25の労災病院にアスベスト疾患センターを設置しました。25センターのうち、全国7ブロックの拠点となる7センターをブロックセンターと位置づけています。このブロックセンターでは、労災指定医療機関をはじめとする他の医療機関の支援を行っています。

### アスベスト疾患センター設置病院

北海道中央労災病院*	関東労災病院	旭労災病院*	中国労災病院
釧路労災病院	横浜労災病院*	関西労災病院	山口労災病院
東北労災病院*	新潟労災病院	神戸労災病院*	香川労災病院
鹿島労災病院	富山労災病院	和歌山労災病院	愛媛労災病院
千葉労災病院	浜松労災病院	山陰労災病院	九州労災病院
東京労災病院	中部労災病院	岡山労災病院*	長崎労災病院*
			熊本労災病院

\*は、ブロックセンター（7病院）

## 勤労者を支えるメディカルスタッフ

説明と同意（インフォームド・コンセント）を基本に、診療予定表（クリニカルパス）による医療の標準化を進めるとともに、個々の患者にあわせた診療計画をたて、患者とともに退院までのゴールを目指します。

また、職場復帰後の再発防止や障害にあわせた勤務形態などをアドバイスするために、医療チームは産業医や産業保健師との連携を図っています。

## 職業復帰のリハビリテーション

労災病院は、戦後まもない頃から、労働災害などにあわれた方々が1日も早く労働能力を回復することを目的に、リハビリテーションを我が国に先駆的に導入したという実績を有しています。

障害を持つ方が日常生活の動作をできるようになれば、社会（家庭）復帰はできます。しかし、職場復帰するためには、職場までの移動手段の確保と多彩な職場環境に応じて、障害を前提として個性のある業務ができるようになるまでのリハ訓練が欠かせません。

職場復帰のためのリハビリテーションは、医療機関のほかに職場の関係者や産業医など多くの人々との連携の上に成り立っています。



勤労者を支える医療の提供



職業復帰のリハビリテーション

## 労災指定医療機関、産業医等に対する勤労者医療の地域支援機能

近隣の労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援のための窓口として、各労災病院に地域医療連携室を設置しています。

### 労災疾病等に関する情報提供

症例検討会や講習会等を開催して、さまざまな労災疾病等に関する症例についての情報を提供しています。

### 病病・病診連携

病病・病診連携※を通じて、労災指定医療機関等で対応が困難な被災労働者等の受入れを行っています。

※病院と病院、病院と診療所間で医療機関の機能に応じた医療を提供するための連携

### 産業医の活動

労災病院の医師の約3割は認定産業医の資格を有しており、職場での作業や環境との関連に配慮した産業保健活動を進めています。

### 病床、医療機器等の開放

労災指定医療機関等の医師等に対し、労災病院の病床、医療機器等の開放を行っています。

### 地域医療支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を推進するため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるとともに、労災指定医療機関等との連携を推進します。



平成29年4月1日現在



九州労災病院



病院連携懇談会を開催

### 行政機関等への貢献

労災保険給付に係る業務上外又は治ゆの認定、障害（補償）給付に係る障害等級の決定等における医学的判断に係る協力や、労災認定基準の策定に寄与しています。

また、石綿（アスベスト）健診や相談対応に取り組みつつ、「石綿関連疾患診断技術研修」や「石綿確定診断等事業」などの国からの委託事業を実施するなど、行政のニーズに対応し、全国の指導的立場を担っています。

## 勤労者医療に貢献する看護師の育成

### 労災看護専門学校

労災看護専門学校は、看護師として必要な知識と技術を習得し、働く人々の健康を守るために予防から治療、リハビリテーション、職場復帰（職業と治療の両立）に至る勤労者医療に貢献できる看護の実践者として、生涯成長し続ける看護師を養成することを目的に、全国9か所に設置されています。

労災看護専門学校では、労災病院を中心に多種多様な施設において、臨地実習を行っています。



看護専門学校校内実習

## 職場復帰をめざして

### 吉備高原医療リハビリテーションセンター

吉備高原リハビリテーションセンターでは、被災労働者などに高度な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、さらに隣接する国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営、以下「職業リハセンター」という）との連携のもとに、早期社会復帰を図っています。

①リハビリテーションが必要になったもとの病気やけが（機能障害のレベル）、②現在までの経過と現在の状況（能力低下のレベル）、③これまでの生活様式・職業・家庭の状況（社会的不利のレベル）などを総合的に判断してゴールを決め、治療のプログラムを作って、リハビリテーション医療を進めていきます。リハビリテーション科の医師を中心として、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、リハビリテーションエンジニアなどのリハビリテーションスタッフがチームで対応します。

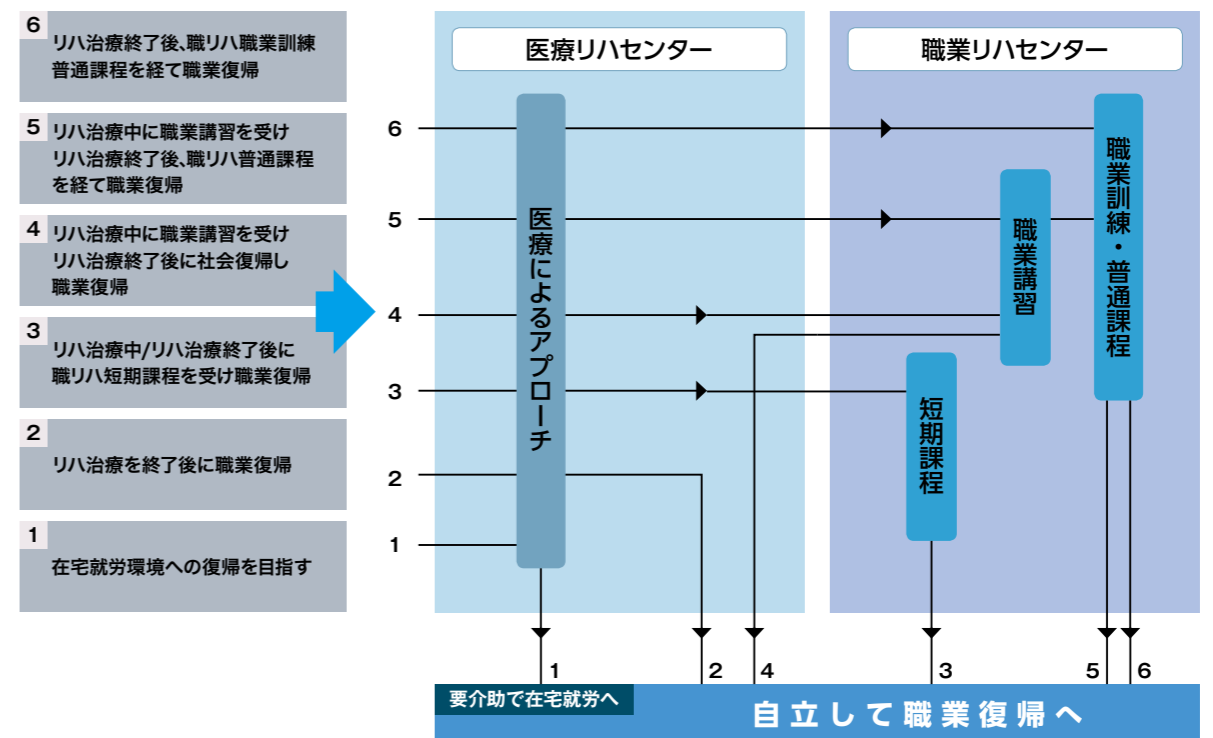


3DCGによる在宅就労支援環境の提案（アニメーションで表示します）

### 早期職場・自宅復帰へのアプローチ

当センターでは、独自のリハビリテーション医療による早期の職場・自宅復帰へのアプローチと同時に、職業リハセンターと連携し職業リハビリテーションを平行して実施することで早期の職場・自宅復帰を目指すという、わが国で初めての試みも行ってきました。早期の職場・自宅復帰への道筋は以下のようなものがあります。

#### 職業リハセンターとの連携を含めた職業復帰へのアプローチ



## 総合せき損センター

総合せき損センターは、脊髄損傷の急性期から、リハビリ、社会復帰に至る一貫した治療を行う、日本で有数の専門施設です。早期治療、早期リハビリテーションを基本とし、入院当日から、あるいは手術後も翌日から積極的にリハビリテーションを行っています。また、診療圏が西日本一円と広いため緊急患者搬送のためのヘリポートも併設されています。

昭和54年の開院以来、受傷後14日以内のせき損入院患者数は2,700名を超え、生活に必要な福祉用具の開発や住環境整備支援を行う医用工学研究室も含めた多職種のチーム医療により早期の社会復帰支援を目指し、社会復帰率は常に80%を超えています。

また、脊髄損傷以外の脊椎脊髄疾患(変性疾患、脊柱変形、脊椎脊髄腫瘍等)の手術も年間800例以上行うなど、広く脊椎脊髄外科の専門的医療機関でもあります。



ヘリコプターによる患者搬送

## 北海道せき損センター

北海道せき損センターは、昭和30年に美唄労災病院(平成20年から北海道中央労災病院せき損センターに改称)として開院し、脊髄疾患患者の治癒と早期の社会復帰を図ることを大きな目的とし、炭鉱災害等の脊髄損傷、頸椎損傷、外傷性骨折等の整形外科を主とした外科系病院として運営してきました。

平成10年には勤労者腰痛・せき損センター及びヘリポートを設置し、救命・救急治療から慢性期のリハビリテーション・社会復帰に至る高度かつ包括的な脊髄脊髄疾患治療施設として高い評価を得ています。

平成28年10月から「北海道せき損センター」に改組され、せき損医療における国内有数の専門医療機関として専門性の充実を図っています。



ドクターヘリ

## 医用工学研究室による研究開発品

### テレビトコール(市販品)



テレビトコールは、スイッチひとつだけで、その入力時間の長短により、テレビのチャンネルUP・DOWN、放送切替、テレビON/OFF、呼出装置の操作を可能にする。

### ドライバースクッション(市販品)



車いすユーザーのための自動車用クッション。自動車シートの体圧分散性向上に加え、乗り込み時にできるボディへのキズや自動車シートの汚れ、砂や小石の車内への落下を防止。

### 歩行介助ロボット(共同開発品)



中心性脊髄損傷による不全麻痺者を対象とした、歩行訓練における姿勢保持支援や転倒を防止するための装置。アシスト歩行など歩行訓練シリーズとしてロボットを九州産業大学と共同開発。

# 治療と就労の両立のために

近年、勤労者の有所見率や強い不安・悩みストレスを感じる勤労者の割合は上昇傾向にあり、これまでの労働災害や職業病に代わって、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、ストレス性疾患等といった勤労者の作業や作業環境がその発症や症状の増悪要因となる作業関連疾患への対応の充実が強く求められています。

また、就労年齢の延長に伴って基礎疾患を有する勤労者や、これまでは就労を継続しての治療などが難しかったがんについても化学療法等の新たな治療法の進歩に相まって治療を受けながら就労する勤労者が増加しており、疾病による休業等からの職場復帰や治療と就労の両立支援への取組についても重要な課題とされています。

## 治療就労両立支援センターと治療就労両立支援部

当機構では、これまで勤労者予防医療センター及び勤労者予防医療部で行ってきた予防医療活動に加え、平成26年4月から、新たに治療と就労の両立支援の取組を開始するため、「勤労者予防医療センター」及び「勤労者予防医療部」を、それぞれ「治療就労両立支援センター」、「治療就労両立支援部」と改称し、以下の活動に取り組んでいます。

### 予防医療モデル事業

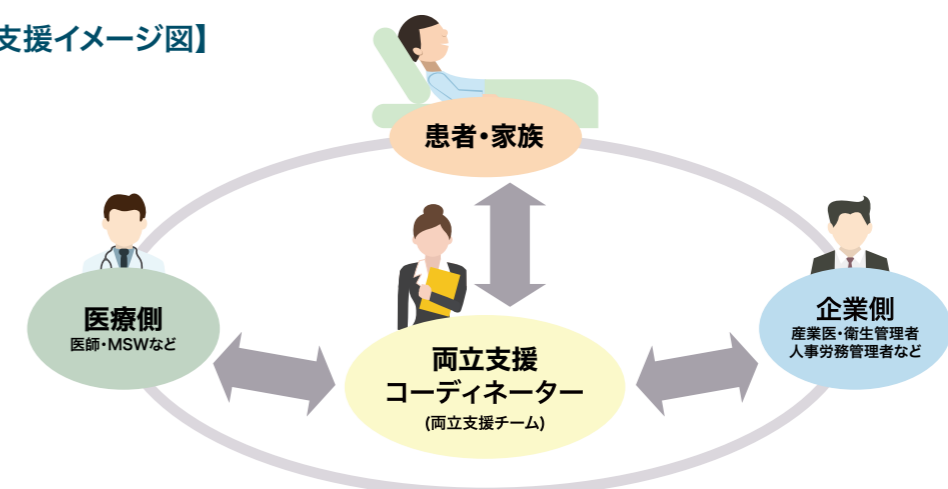
勤労者の健康確保を図るため、過労死に係る生活習慣病、勤労女性特有の健康障害等の発症予防及び増悪の防止に関する予防医療活動を通じて集積した事例の分析・評価等により効果的な予防法・指導法の開発に取り組み、全国の事業場へ普及することを目的としています。

### 治療就労両立支援モデル事業

がん、糖尿病、脳卒中の罹患者及びメンタルヘルス不調者に対し休業等からの職場復帰や治療と就労の両立支援への取組を通じて集積した事例の分析・評価等を行い、医療機関向けのマニュアルの作成に取り組み、最終的には全国の労災指定医療機関等へ提供し、普及することを目的としています。

本モデル事業では、勤労者の医療情報、職業情報等の収集・整理を行う「両立支援コーディネーター」を中心に医師、看護師等の医療者で構成された「両立支援チーム」により、支援を行っています。

### 【両立支援イメージ図】





# 労災疾病に係る高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、普及のために

## Ⅲ 労災疾病等医学研究・開発

労災疾病研究センター及び労災疾病研究室においては、被災労働者の早期職場復帰及び勤労者の健康確保という労働政策の推進に寄与するため、職場・職業に深く関連する労災疾病等について、労災病院のスケールメリットを活用して症例を収集し、高度・専門的医療、モデル予防法・モデル医療技術の研究・開発、普及に取り組んでいます。

### 労災疾病等医学研究

当機構では、産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病を考慮して、平成25年度までは、13分野ごとにテーマを定めて労災疾病等の研究・開発、普及に重点的に取り組んできました。

平成26年度からの第3期研究では、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、3つの領域に集約化して新たなテーマを設定し、研究を行っています。

### 第3期 労災疾病等医学研究・開発、普及テーマ

労災疾病等の原因と診断・治療	
研究テーマ名	研究・開発、普及テーマ
1. 腰痛	社会福祉施設の介護職員における腰痛の実態調査、画像診断と予防対策 ①介護職員における腰痛の頻度、特徴に関する調査研究 ②介護職員の腰椎レントゲン、MRIを用いた画像検査と健常者データとの比較・研究 ③介護職員における腰痛の予防対策の確立
2. 運動器外傷機能再建	運動器外傷診療の集約化による治療成績向上と早期社会復帰を目指した探索的研究
労働者の健康支援	
研究テーマ名	研究・開発、普及テーマ
3. 生活習慣病	①日本人の勤労者ならびに一般住民における新たな心血管リスクの解明と予防に関する巨匠町コホート研究 ②中国都市部で働く日本人勤労者のストレスと健康障害に関する調査研究 ③職場高血圧に関する調査研究 ④精神的ストレスの心血管病発症機転に関する調査研究 ⑤動脈硬化危険因子の3次元解析に関する研究
4. 睡眠時無呼吸症候群	睡眠時無呼吸症候群の診断と治療に関する研究
5. 作業関連疾患	手根管症候群患者と作業内容（種類や期間など）との関連に関する研究
6. 就労支援と性差	①内分泌環境から見た女性労働者の健康管理研究 ②夜間労働が女性の健康に及ぼす影響の研究 ③副腎皮質ホルモンを指標とした女性の健康管理 ④勤務条件・職種が女性の健康に及ぼす影響についての研究
労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化	
研究テーマ名	研究・開発、普及テーマ
7. 外傷性高次脳機能障害	従来の画像検査では検出できない高次脳機能障害の病態解明とその労災認定基準に関する研究
8. じん肺	①本邦におけるじん肺における膠原病、腎症特にANCA関連腎疾患の合併頻度に関する調査研究 ②じん肺ハンドブックの作成に関する研究・開発 ③じん肺続発性気管支炎の診断、治療法に関する研究
9. アスベスト	①石綿肺癌診断における石綿繊維と種類に関する研究 ②石綿肺の適正な診断に関する研究 ③石綿健康管理手帳データベースにおける肺癌、中皮腫等の発生頻度に関する研究 ④中皮腫の的確な診断方法に関する研究―鑑別診断方法と症例収集―

# 労働災害や職業性疾病を防止するために

労働安全衛生総合研究所では、職場における労働者の安全と健康を確保するため、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的な調査及び研究を行っています。

調査・研究の成果は、労働安全衛生関係法令の制定・改正、構造規格・技術基準やJIS等の策定作業等への参画等に反映されています。

また、成果を事業場の安全衛生の確保に役立てていただけるように積極的に普及・広報活動を行っています。

### 労働災害を防止するための研究の実施

当研究所では、以下の分野を重点として労働者の安全と健康を確保する研究を行っています。

#### 【重点研究領域】

#### ○ 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等が過労死やメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施しています。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われるナノ・マテリアルなどの新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施しています。

#### ○ 産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している機械設備、作業、起因物質等に着目し、墜落災害、爆発災害、化学物質によるがん、熱中症、腰痛などの現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施しています。

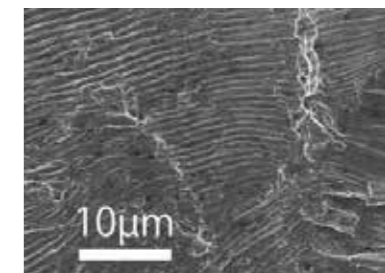
#### ○ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価方法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発等に関する研究を実施しています。

### 実験装置、研究の例



地盤の崩壊実験に使用する遠心力荷重装置



走査型電子顕微鏡で観察される金属の疲労破壊の履歴（縞状模様）



介護労働者の腰痛予防のための負担軽減の評価



ナノ粒子エアロゾル発生装置

# 職業がんから勤労者を守るために

## 災害調査の実施

化学プラントの爆発火災災害や化学物質によるがんなどの発生メカニズムが複雑な労働災害やトンネル工事での水没事故など重大な労働災害の原因調査を実施し、再発防止対策について提案を行っています。

### 災害調査の実施例



化学工場での爆発災害



高速道路耐久性向上工事鉛中毒災害

## 国際連携の推進

### 研究協力協定

米国国立労働安全衛生研究所 (US NIOSH)、韓国労働安全衛生研究院 (OSHRI) など各国の研究機関や大学と研究協力協定を締結し、国際的な共同研究、情報交換、研究協力を推進しています。

### WHO労働衛生協力センター

世界保健機関 (WHO) から労働衛生協力センターの指定を受け、WHOの活動に貢献しています。

## 広報活動

### 広報活動

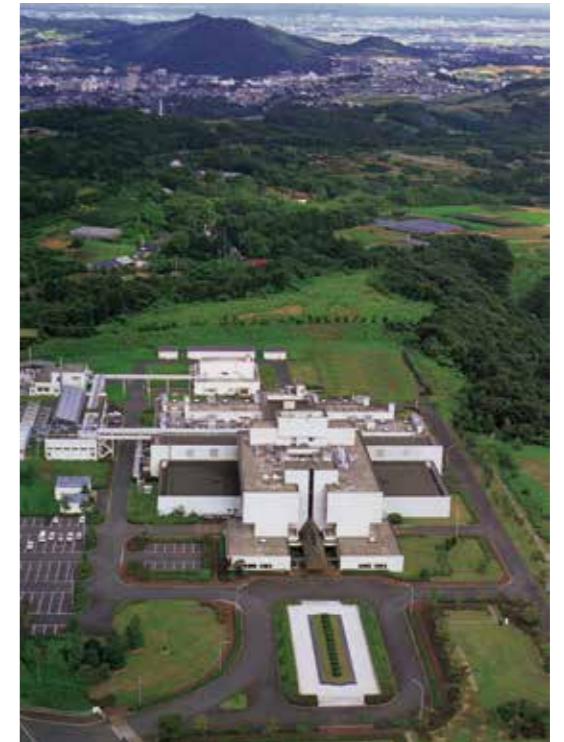
研究成果の学会での発表はもとより、「年報」、「特別研究報告」、「技術資料」、「技術指針」などの各種刊行物を発行するほか、和文の学術論文誌「労働安全衛生研究」、英文の国際学術論文誌「Industrial Health」を発行しています。

広く関係者による災害防止の参考に資するために、ホームページやメールマガジン「安衛研ニュース」、安全衛生技術講演会等による広報活動を行っています。

## GLPに対応した信頼性の高い試験を

労働現場で使用されている化学物質は、約6万を数え、さらに毎年数百の新規化学物質が製造され、様々な産業で使用されています。これらの化学物質の中には、職業がんを始め重篤な健康障害を引き起こす原因となる物質があります。このため、国は、新たに開発された化学物質についてはそれが労働現場で使用される前に有害性を調査することを事業者にも義務づけ、既存の化学物質についても国自らが有害性の調査を実施することとしています。これに伴い、既存化学物質の有害性、特に発がん性調査を実施するために、また、事業者の行う有害性調査を強力に支援するために国は日本バイオアッセイ研究センターを設置し、その運営は平成28年度より当機構で行っています。

職場環境では、ガス状又はエアロゾル化した化学物質に呼吸を介してばく露される機会が多いため、化学物質の吸入毒性を知ることが非常に重要です。当センターの特徴は、作業者のばく露形態に合わせた吸入ば

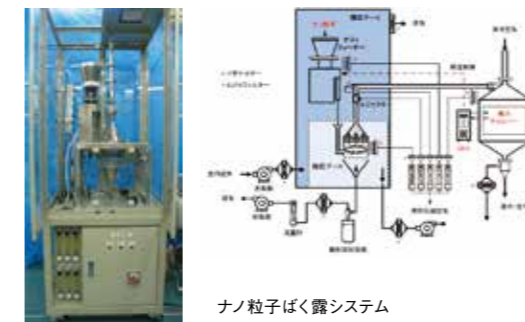


日本バイオアッセイ研究センター全景

く露試験を実施できる試験装置と技術を有する国内外でも類を見ない施設だということです。最近では、独自に開発したナノ粒子ばく露装置を用いた吸入発がん性試験や迅速に化学物質の発がん性検索が可能なラットを用いた中期発がん性試験も実施しています。

当センターでは、これまで50余りの化学物質の発がん性試験を実施し、その成果はWHOなどの国際的な機関からも高く評価されています。また、微生物を用いた変異原性試験、ほ乳類の培養細胞を用いる染色体異常試験およびげっ歯類動物を用いる小核試験等も行っていきます。これらの試験においても、ガス状物質や揮発性物質の有効なばく露技術を開発し、国及び民間からの試験委託に応じています。

当センターで実施する各種試験は、優良試験所指針 (Good Laboratory Practice : GLP) に対応して行われています。



ナノ粒子ばく露システム



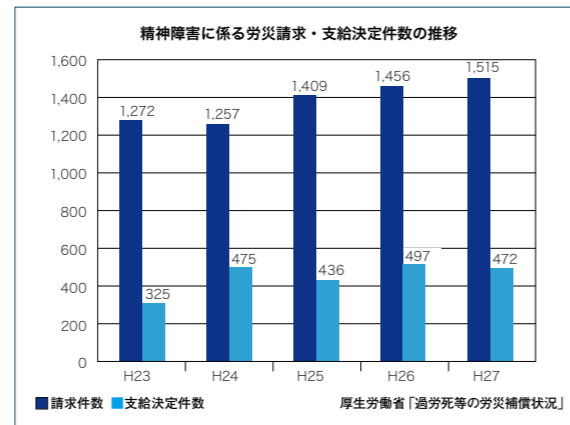
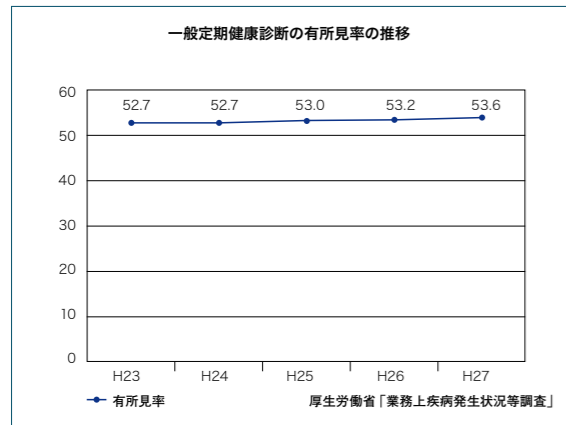
ラット用長期吸入チャンバー

# 健康で安心して働ける 職場づくりを支援するために

## 労働者の健康問題の多様化、労働安全衛生法の改正

一般定期健康診断の有所見率は年々増加し、平成20年度以降は5割を超えた状態が続いております。また、業務によるストレスなどが原因で発症したとする精神障害等の労災請求件数は平成27年度には1,515件と過去最多となり、増加の一途をたどっています。一方、業務上疾病者数は長期的には減少していますが、印刷業における胆管がんの発生を契機として、化学物質管理のあり方について見直しが行われるなど、産業保健を取り巻く状況は多様化しています。

このような背景を踏まえ、平成26年6月に、公布された改正労働安全衛生法にもとづき、ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策や化学物質管理等を推進し、労働者の健康確保対策をはじめとする事業者における産業保健活動の支援に取り組んでいます。さらに、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策への取組を行っています。



## 産業保健総合支援センターと地域産業保健センター

全国47都道府県に、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者の方などを支援するために、産業保健総合支援センターを設置しています。

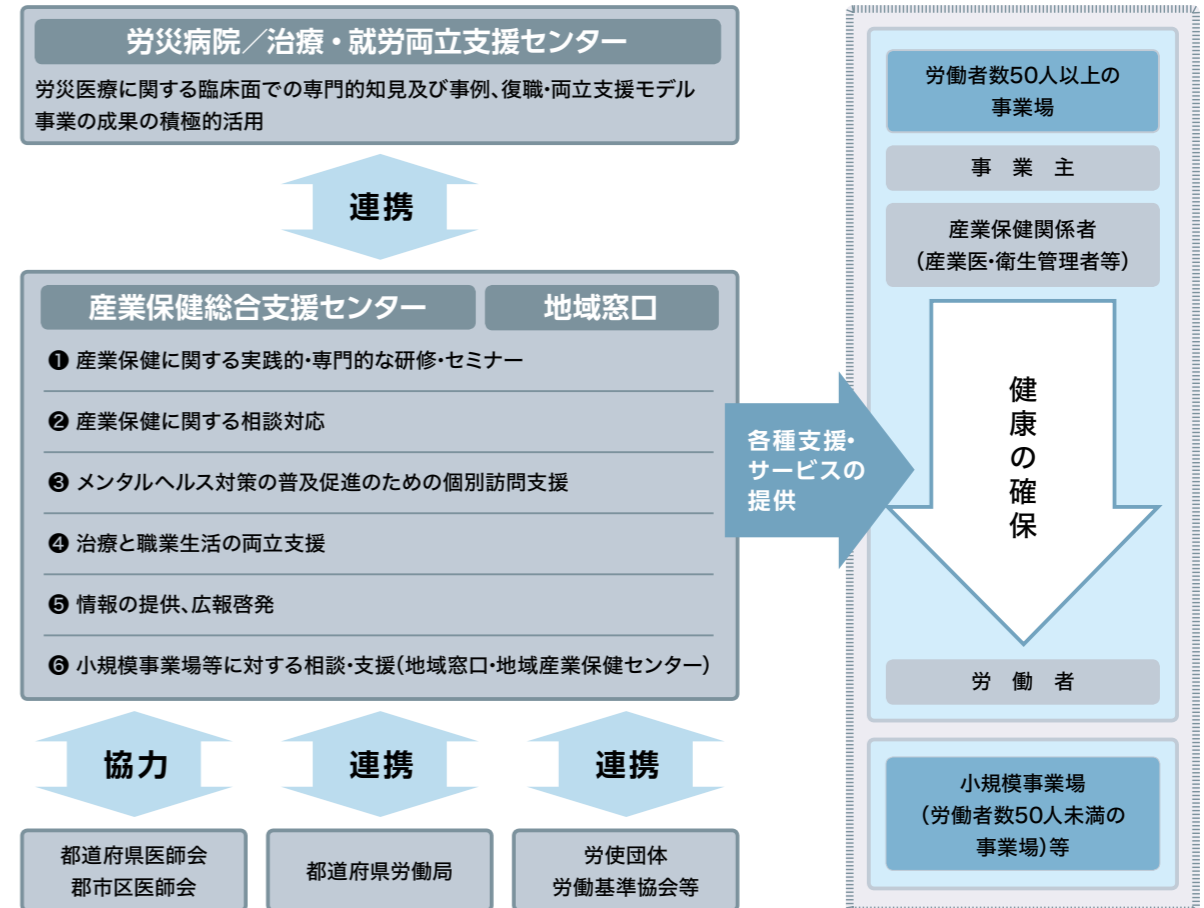
また、産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

## より良い産業保健サービスを提供するために～ワンストップサービスによる支援～

平成26年度から、産業保健三事業（従来の産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化し、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援しています。

ご利用された窓口から適切なサービスをご紹介します、こころとからだの総合的な支援を実施しています。

## 産業保健総合支援センターの活動



## 産業保健総合支援センターで提供しているサービス(産業保健スタッフ向けサービス等)

### 産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者の方などを対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。



産業保健研修会の様子



実地研修

## 産業保健関係者からの専門的相談への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な知識や経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な疑問や問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



個室での相談風景

## 治療と職業生活の両立支援

治療と職業生活の両立を支援するため、両立支援促進員を配置するとともに、労災病院及び治療就労両立支援センター並びにがん拠点病院等の医療機関等と連携し、両立支援に関する研修・セミナー、事業者やがん等の患者（労働者）からの相談対応、事業者への個別訪問支援及び患者（労働者）と事業場の個別調整支援を実施しています。

## メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に訪問し、ストレスチェック制度の導入を含めた職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

## 「ストレスチェック」実施促進のための助成

ストレスチェック制度の実施が努力義務となっている小規模事業場において、ストレスチェックを実施し、産業医によるストレスチェック後の面接指導等を含む産業医活動を実施する場合に費用の一部を助成します。

## 地域産業保健センターで提供しているサービス(小規模事業場向けサービス)

### 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行うほか、労働者の健康管理に関し広く相談を受け付けます。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談・指導を行います。

### 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

## 長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

## 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

## 産業保健情報の提供

産業保健総合支援センターでは、ホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて、産業保健に関する最新かつ有用な情報を提供しています。

情報提供サービスの詳細やメールマガジンの登録は、各産業保健総合支援センターのホームページ(当機構のホームページからのリンク有)をご覧ください。

当機構のホームページで情報誌『産業保健21』のバックナンバーの閲覧と検索ができます。



URL:<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/128/Default.aspx>

## 産業保健調査研究

産業保健総合支援センターでは、地域の産業保健活動の活性化に役立つ調査研究を実施しています。この調査研究の成果は、毎年機構本部が開催する「産業保健調査研究発表会」において発表するとともに、産業保健総合支援センターが実施する研修会の資料等として活用しています。

当機構のホームページに産業保健調査研究の抄録及び資料を掲載しています。



産業保健調査研究発表会の様子

URL:[http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sanpo\\_chosa/tabid/334/Default.aspx](http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sanpo_chosa/tabid/334/Default.aspx)

# 働く人々の安心と福祉の向上のために

## 未払賃金の立替払事業

### 労働者とその家族の生活の安全を図る国のセーフティネットとしての未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です。

当機構が本制度を実施し、立替払を行ったときは、その立替払金に相当する額について労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償しています。

昭和51年(1976年)に本制度が創設されて以来、平成28年3月までの間に、約118万人に対し、総額約4,940億円の立替払を行っています。

平成27年度における立替払支給者数は24,055人、立替払額は95億円です。

### 未払賃金立替払制度の概要

#### 1 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主であり、かつ、1年以上事業を実施していること
- ② 倒産していること
- イ 法律上の倒産(裁判所による)

- ・ 破産手続開始の決定がされていること(破産法)
- ・ 特別清算手続開始の命令がされていること(会社法)
- ・ 再生手続開始の決定がされていること(民事再生法)
- ・ 更生手続開始の決定がされていること(会社更生法)

#### ロ 事実上の倒産(中小企業事業主のみ) (労働基準監督署長の認定)

- ・ 事業活動停止しており、再開見込み・資金支払能力がないこと

- ※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう
- ・ 資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
  - ・ 資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
  - ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
  - ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

#### 2 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立ての6か月前の日から2年間に退職していること
- ② 未払賃金額等について、破産管財人等が証明(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)
- ③ 破産手続開始の決定等の日の翌日から2年以内に立替払請求

#### ○ 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金(ボーナスは含まず)ただし、総額2万円未満のときは対象外。)

#### ○ 立替払の額

未払賃金総額の8割(限度あり)

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円(370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円(220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円(110万円×0.8)

例)退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円  
// 300万円 // 176万円



未払賃金立替払制度研修会の様子/各裁判所、各弁護士会等のご協力を得ながら、弁護士等の方々に未払賃金立替払制度について研修会を行っています。

# 被災労働者や遺族に対する援護事業

## 産業殉職者を慰霊するために

### 高尾みころも霊堂

高尾みころも霊堂は、産業災害(通勤災害を含む)で亡くなられた方々の尊い御霊をお慰めするため、昭和47年に労働者災害補償保険法施行20周年を記念して建立されました。

開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ、厚生労働省、労働団体、経済団体、災害防止団体の代表等をお招きし、産業殉職者合祀慰霊式を挙げて、御霊をお慰めしております。



高尾みころも霊堂

### 産業殉職者合祀慰霊式

平成28年の産業殉職者合祀慰霊式は、御遺族等関係者参列のもと、10月12日に挙行政されました。

慰霊式では、霊位奉安に続き、当機構理事長が式辞を述べた後、遺族総代表により平成27年度の産業殉職者3,210名の方々の御霊簿が奉呈され、内閣総理大臣及び厚生労働大臣からの慰霊の言葉が述べられ、参列者による献花が行われ終了しました。

この慰霊式により、本霊堂に合祀された方々は254,763名となりました。



霊位奉安



御霊簿奉呈





労働者健康安全機構 公式ホームページ

<http://www.johas.go.jp>



### 独立行政法人 労働者健康安全機構

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

TEL.044-431-8621

H29.04.01



当館/167期会館/175期会館/180期会館